

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月19日
国立大学法人信州大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 令和3年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

令和3年度においては、高圧・特別高圧の契約において、環境配慮契約（裾切り方式）を実施した。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

令和3年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(3) 船舶の調達に係る契約

令和3年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(4) 省エネルギー改修事業に係る契約

令和3年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(5) 建築物の設計に関する契約

令和3年度においては、環境配慮型プロポーザル方式の契約をなかった。

(6) 建築物の維持管理に関する契約

令和3年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。

(7) 産業廃棄物処理に係る契約

令和3年度においては、環境配慮契約に該当する契約はなかった。